

総理府「人権擁護に関する世論調査」の結果

総理府公報室

《凡例》

- 一、調査の目的 人権擁護機関の周知状況、人権擁護機関に対する期待感等を把握し、施策の参考とする。
- 二、調査項目 (1) 人権侵害に対する意識
(2) 人権擁護活動について
(3) 法律扶助制度の周知状況
- 三、調査対象 (1) 母集団 全国二十歳以上の者
(2) 標本数 三、〇〇〇人
(3) 抽出法 層化二段無作為抽出法
- 四、調査時期 昭和五十八年九月八日～九月十四日
- 五、調査方法 調査員による面接聴取
- 六、回収結果 有効回収数(率) 二、三三九人(七八・〇%)

《注記》編集の都合上、図表関係は一括して末尾に掲載した。(編集部)

一、人権侵害に対する意識

(1) 人権侵害事件の増減

この五、六年の間に、人権が侵害されるようなことは次第に少なくなってきたと思うか、あまり変わらないと思うか、それとも次第に多くなってきたと思うか聞いたところ「多くなってきた」と答えた者(34%)が「少なくなってきた」と答えた者(一〇%)を上回り、「あまり変わらない」と答えた者は四割を占めている。

これを過去二回の調査結果と比較してみると、「少なくなってきた」はあまり変化していないのに対し「多くなってきた」と「あまり変わらない」が増加傾向を示している。

一方、「わからない」と答えた者は、かなり減少している。(図一、表一)

(2) 権利の主張と他人への迷惑について

「近ごろ、人権尊重がさげられる一方では、権利のみ主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきた」という意見についてどう思うか聞いたところ、「そう思う」と答えた者は七六%と多く、「そうは思わない」と答えた者(一七%)を大きく上回っている。

これを、前回の調査結果と比較すると、「そう思う」者

の割合が増加している。(図二、表二)

(3) 人権を侵害された経験と処理

今までに、自分の人権が侵害されたと思ったことがあるかどうか聞いたところ、「ある」と答えた者は一二%となっており、九割近くの者は人権が侵害されなかったこと「ない」と答えている。

これを過去五回の調査結果と比較してみると、人権を侵害されたことがある」とする者が徐々に増加している。

(図三、表三)

人権が侵害されたと思ったことがあると答えた者(二八〇人)に、どのような場合にそう思ったか聞いたところ、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口(四三%)が最も多く、以下「名誉・信用のき損・侮辱(一一四%)」、「悪臭・騒音等の公害(八%)」、「差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分により、不平等、不利益な取扱いをされた)」(八%)などの順となっている。(複数回答)(表一)

一4)

さらに、それらの者(二八〇人)に、人権を侵害されたと思った時に誰かに相談したことがあるか、それとも自分で処理したか聞いたところ、「友人、同僚、上司に相談した(一一四%)と「両親、兄弟、子供、親せきに相談した(九%)が上位に挙げられている。なお、「自分で処理

(解決)した」という者は三三%、「何もしなかった」という者は三〇%あった。(複数回答)(表15)

(4) 人権を侵害された場合誰に相談するか

人権が侵害されたと思ったことがないと答えた者(二〇五九人)に、仮に人権が侵害されたと思うようなことがあった場合、誰かに相談しようと思うか、それとも自分で処理するか聞いたところ、「両親、兄弟、子供、親せきに相談する」が二九%で最も多く、以下「友人、同僚、上司に相談する」(二八%)、「人権相談所に相談する」(七%)、「市町村役場に相談する」(七%)、「弁護士に相談する」(七%)、「警察に相談する」(五%)、「人権擁護委員に相談する」(五%)、「法務局に相談する」(二%)の順で挙げられている。

なお、「自分で処理(解決)する」は、一六%あった。(複数回答)(表16)

二、人権擁護活動について

(1) 人権週間及び法務局等の仕事の周知状況

人権週間、憲法週間、法の日週間を挙げて、これらの言葉を見たり聞いたりしたことがあるかどうか聞いたところ、人権週間の周知度は四二%で最も多くなっている。

(複数回答)(表17)

また、「人権擁護に関する仕事」を法務局あるいは地方法務局で知っていることを知っている者は、二三%となっている。(複数回答)(表18)

(2) 人権問題についての相談所開設の周知状況

市区町村役場や公民館、学校、デパートなどで、人権問題についての相談所が開かれることがあることを知っているかどうか聞いたところ、「知っている」と答えた者は五一%、「知らない」と答えた者は四九%で周知状況はほぼ二分されている。

これを都市規模別に見ると、都市規模が小さくなるほど相談所開設の周知度は高くなっている。また、性別では「知っている」と答えた者は、女性(四八%)より男性(五五%)に多い。(表19)

人権問題についての相談所開設を知っていると答えた者(一、二〇三人)に、何から相談所開設を知ったかを聞くと、「国や県、市町村などの出版物や広報紙(誌)」が七四%で最も多く、以下「新聞」(二〇%)、「ラジオ、テレビ」(一四%)、「人から聞いた」(一〇%)、「ポスター、リーフレット」(六%)、「本や雑誌」(二%)の順となっている。(複数回答)(表10)

(3) 人権擁護委員制度について

ア 制度の周知状況 各市区町村に人権擁護委員がいる、地域住民の人権を守るための活動をしていることを知っているかどうか聞いたところ、「知っている」と答えた者は四六%、「知らない」と答えた者は五四%となっている。

これを都市規模別に見ると、都市規模が小さくなるほど人権擁護委員制度の周知度は高くなっている。これを都市規模別に見ると、都市規模が小さくなるほど人権擁護委員制度の周知度は高くなっている。また、性別では、「知っている」と答えた者は、女性(四〇%)より男性(五四%)に多い。(表4)

人権擁護委員制度を知っていると答えた者(一、〇八四人)に、何から制度を知ったかを聞くと、「国や県、市町村などの出版物や広報紙(誌)」が六九%で最も多く、以下「新聞」(二〇%)、「人から聞いた」(一八%)、「ラジオ、テレビ」(一三%)、「ポスター、リーフレット」(四%)、「本や雑誌」(二%)の順となっている。(複数回答)(表11)

イ 人権擁護委員に力を入れてほしい活動 人権擁護委員の活動を示して、特に力を入れてほしいと思う活動を一つ選んでもらったところ、「人権侵害の被害者救済のための活動」二九%、「人権相談所での相談活動」二二%、

「資力に乏しい人に対する裁判費用の援助のための活動」一六%、「人権思想の普及、高揚のための広報活動」一一%となっている。(表12)

ウ 人権擁護委員として望ましい人 人権擁護委員として、特に望ましいのはどのような人か聞いたところ、「公平な見方をする人」二八%、「人生経験が豊かで物ごとに理解のある人」二六%、「人の秘密が守れる人」一八%、「人格の円満な人」九%、「政党色のない人」五%、「健康で活動力のある人」四%、「社会的地位や経済力のある人」三%となっている。(表13)

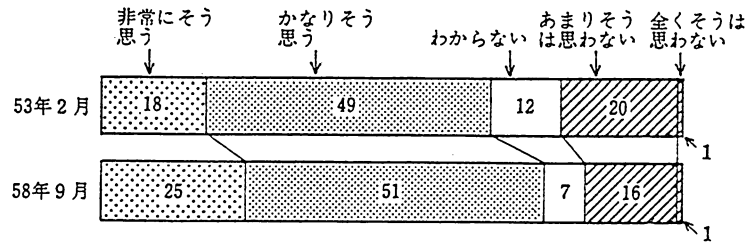
三、法律扶助制度の周知状況

法律扶助制度があることを知っているかどうか聞いたところ、「知っている」と答えた者は二一%、「知らない」と答えた者は七九%となっている。

これを性別で見ると、「知っている」と答えた者は、女性(一六%)より男性(二七%)に多い。(表5)

法律扶助制度があることを知っていると答えた者(四八五人)に、何から制度を知ったかを聞くと、「国や県、市町村などの出版物や広報紙(誌)」(四九%)、「新聞」(三三%)、「ラジオ、テレビ」(一九%)、「本や雑

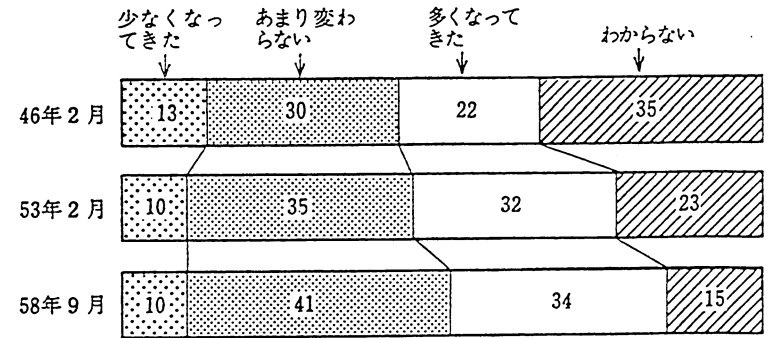
(図-2) 「権利のみ主張して、他人の迷惑を考えない人が増えた」という意見について



(表-2) 「権利のみ主張して、他人の迷惑を考えない人が増えた」という意見について

	該当者数	意見							計
		そう思う	非常にそう思う	かなりそう思う	そうは思わない	あまりは思わない	全くは思わない	わからない	
総数	2,339	76%	25%	51%	17%	16%	1%	7%	100%
[都市規模]									
11大市	464	78	28	50	14	13	1	8	100
人口10万人以上の市	826	78	26	52	16	15	1	6	100
人口10万人未満の市	454	76	25	51	17	16	1	7	100
町村	595	73	22	51	19	18	1	8	100
[性]									
男	1,038	78	26	52	17	16	1	5	100
女	1,301	75	24	51	16	15	1	9	100
[年齢]									
20～29歳	347	73	18	55	21	20	1	6	100
30～39歳	543	76	23	53	19	18	1	5	100
40～49歳	511	79	28	51	17	17	0	4	100
50～59歳	455	81	29	52	13	12	1	6	100
60～69歳	320	76	26	50	13	12	1	11	100
70歳以上	163	69	25	44	13	13	0	18	100

(図-1) 人権侵害事件の増減



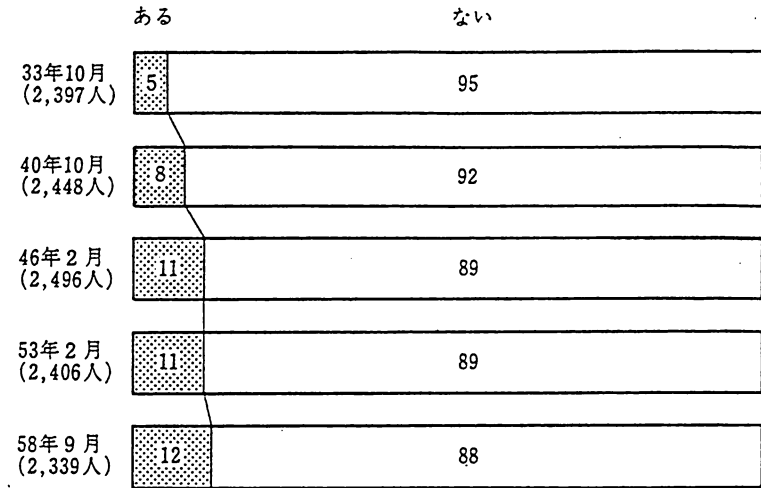
(表-1) 人権侵害事件の増減

	該当者数	増減				計
		少なくなってきた	あまり変わらない	多くなってきた	わからない	
総数	2,339人	10%	41%	34%	15%	100%
[都市規模]						
11大市	464	10	43	33	14	100
人口10万人以上の市	826	10	40	34	16	100
人口10万人未満の市	454	9	44	33	14	100
町村	595	11	41	33	15	100
[性]						
男	1,038	12	42	35	11	100
女	1,301	9	41	32	18	100
[年齢]						
20～29歳	347	9	48	32	11	100
30～39歳	543	9	38	39	14	100
40～49歳	511	11	46	31	12	100
50～59歳	455	12	43	32	13	100
60～69歳	320	13	38	31	18	100
70歳以上	163	4	26	34	36	100

(表-4) 人権侵害の内容
(人権を侵害された経験があると答えた者に、複数回答)

(該当者数)	総数 (280人)	男 (117人)	女 (163%)
あらゆる時, 他人からの悪口, かげ口	43%	32%	50%
名誉・信用のき損, 侮辱	14	16	12
悪臭・騒音等の公害	8	7	9
差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分により, 不平等, 不利益な取扱いをされた)	8	7	8
使用者による労働強制等の不当な待遇	4	8	1
警察官の不当な取扱い	4	7	1
暴力, 強迫, 強要(社会的地位, 慣習, 脅迫などにより, 本来義務のないことをやらされたり, 権利の行使を妨害された)	3	5	1
犯罪, 不法行為のぬれぎぬ	1	3	0
水道・ガス等を止められたような住居の安全に関するもの	1	1	1
村 入 分	0	1	0
社会福祉施設での不当な取扱い	0	0	1
そ の 他	8	8	9
なんとなく	6	7	6
答えたくない	14	15	13
計	114	117	112

(図-3) 人権を侵害された経験



(表-3) 人権を侵害された経験

	該当者数	あ	る	な	い	計
総 数	2,339人	12%	88%			100%
[性]						
男	1,038	11	89			100
女	1,301	13	87			100
[年 齢]						
20 ~ 29 歳	347	12	88			100
30 ~ 39 歳	543	14	86			100
40 ~ 49 歳	511	15	85			100
50 ~ 59 歳	455	10	90			100
60 ~ 69 歳	320	9	91			100
70 歳 以 上	163	9	91			100

(表-7) 人権週間等の周知状況

(複数回答)

	該当者数	人権週間	憲法週間	法の日 週	見聞きし たものは ない	計
総数	2,339人	42%	30%	17%	48%	137%
[性]						
男	1,038	53	35	21	39	148
女	1,301	34	25	15	54	128
[人権擁護委員制 度の周知状況]						
知っている	1,084	57	40	26	33	156
知らない	1,255	30	20	10	60	120

(表-8) 法務局等の仕事の周知状況

(複数回答)

(該当者数)	総数 (2,339人)	男 (1,038人)	女 (1,301人)
土地や建物の登記に関する仕事	51%	60%	43%
法人の登記に関する仕事	31	40	24
人権擁護に関する仕事	23	31	18
供託に関する仕事	11	17	6
戸籍に関する仕事	10	12	8
その他	1	1	0
わからない	29	18	38
計	156	179	137

(表-5) 人権を侵害された時に誰に相談したか

(人権を侵害された経験があると答えた者に、複数回答)

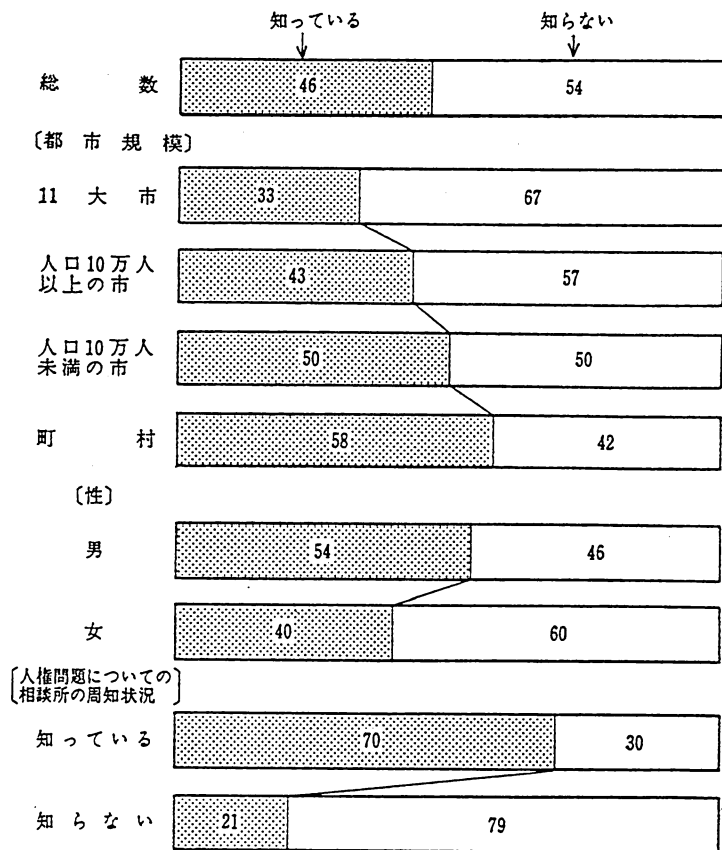
(該当者数)	総数 (280人)	男 (117人)	女 (163人)
友人, 同僚, 上司	14%	11%	16%
両親, 兄弟, 子供, 親せき	9	5	12
警察	3	3	2
弁護士	2	3	1
市町村役場	2	2	2
人権相談所	1	0	1
法務局	0	1	0
人権擁護委員	0	0	0
その他	6	6	7
自分で処理(解決)した	33	42	27
何もしなかった	30	26	32
忘れた	2	3	1
計	102	102	101

(表-6) 人権を侵害された場合誰に相談するか

(人権を侵害された経験がないと答えた者に、複数回答)

(該当者数)	総数 (2,059人)	男 (921人)	女 (1,138人)
両親, 兄弟, 子供, 親せき	29%	17%	38%
友人, 同僚, 上司	18	20	16
人権相談所	7	10	5
市町村役場	7	7	7
弁護士	7	10	4
警察	5	5	5
人権擁護委員	5	7	3
法務局	2	2	1
その他	6	5	8
自分で処理(解決)する	16	21	13
わからない	18	17	19
計	120	121	119

(図-4) 人権擁護委員制度の周知状況



(表-9) 人権問題についての相談所開設の周知状況

	該当者数	知っている	知らない	計
総 数	2,339人	51%	49%	100%
〔都市規模〕				
11 大 市	464	37	63	100
人口10万人以上の市	826	53	47	100
人口10万人未満の市	454	55	45	100
町 村	595	58	42	100
〔性〕				
男	1,038	55	45	100
女	1,301	48	52	100
〔人権擁護委員制度〕の周知状況				
知 っ て い る	1,084	78	22	100
知 ら な い	1,255	28	72	100

(表-10) 人権問題についての相談所開設を何から知ったか

(人権問題についての相談所開設を知っていると答えた者1,203人に、複数回答)

	総 数
国や県、市町村などの出版物や広報紙(誌)	74%
新 聞	20
ラジオ、テレビ	14
人から聞いた	10
ポスター、リーフレット	6
本 や 雑 誌	2
そ の 他	5
忘れた・わからない	4
計	135

(表-13) 人権擁護委員として望ましい人

(該当者数)	総数 (2,339人)	男 (1,038人)	女 (1,301人)
公平な見方をする人	28%	31%	26%
人生経験が豊かで物ごとに理解のある人	26	25	27
人の秘密が守れる人	18	15	20
人格の円満な人	9	9	9
政党色のない人	5	7	3
健康で活動力のある人	4	5	4
社会的地位や経済力のある人	3	3	2
その他	1	0	1
わからない	6	5	8
計	100	100	100

(表-14) 法律扶助制度を何から知ったか

(法律扶助制度を知っていると
答えた者 485 人に、複数回答)

	総数
国や県、市町村などの出版物や広報紙(誌)	49%
新聞	33
ラジオ、テレビ	19
本や雑誌	13
人から聞いた	12
ポスター、リーフレット	3
その他	4
忘れた・わからない	5
計	138

(表-11) 人権擁護委員制度を何から知ったか

(人権擁護委員制度を知っていると
答えた者 1,084 人に、複数回答)

	総数
国や県、市町村などの出版物や広報紙(誌)	69%
新聞	20
人から聞いた	18
ラジオ、テレビ	13
ポスター、リーフレット	4
本や雑誌	2
その他	4
忘れた・わからない	3
計	133

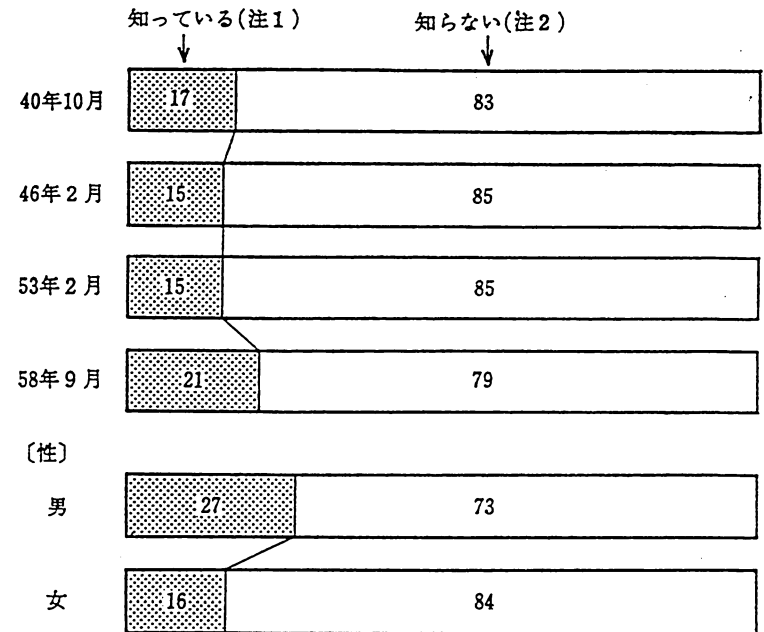
(表-12) 人権擁護委員に力を入れてほしい活動

(該当者数)	総数 (2,339人)	男 (1,038人)	女 (1,301人)
人権侵害の被害者救済のための活動	29%	31%	27%
人権相談所での相談活動	22	21	23
資力に乏しい人に対する裁判費用の援助のための活動	16	15	16
人権思想の普及、高揚のための広報活動	11	16	8
その他	0	0	1
ない・わからない	22	17	25
計	100	100	100

誌」(一三%)、「人から聞いた」(一二%)、「ポスト
 ー、リーフレット」(三%)の順となっている。(複数回
 答)(表-14)

さらに、それらの者(四八五人)にどんな制度だと思
 うか聞いたところ、「国が裁判に必要な費用を立て替えてく
 れる制度」と答え、法律扶助制度を正しく理解している者
 は三七%あったが、生活保護制度や無料法律相談制度と混
 同している者は五割となっている。(表-15)

(図-5) 法律扶助制度の周知状況



注1：53年2月までは「聞いたことがある」となっている。

注2：53年2月までは「聞いたことがない」となっている。

(表-15) 法律扶助制度の内容

(法律扶助制度を知ってい
 ると答えた者485人に)

内容	総数
国が裁判に必要な費用を立て替えてくれる制度	37%
生活に困っている人に国が扶助金を出してくれる制度	29
国が無料で法律相談に応じてくれる制度	21
わからない	13
計	100

国連の人権活動に関する普及書

国際連合と人権

田畑茂二郎 監修 金 東勲 訳

A5判260頁 定価2,000円

国連の同名の本を初めて翻訳出版。

人権の確立と擁護を求め国連を中心に人権の法典化や擁護
 の制度化がすすんでいる今日、本書はその全容を伝え、『人権』
 に関心をよせる人にこの基本的な人類の課題ととりくむ世界
 的連帯の重要性をおしえてくれる。

(社)部落解放研究所

大阪市浪速区久保吉1-6-12
 TEL 06-568-1300